

内閣参質二〇四第一七号

令和三年二月二十六日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員牧山ひろえ君提出病児保育のアクセスの改善に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出病児保育のアクセスの改善に関する質問に対する答弁書

一及び二について

政府においては、病児保育事業（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第十三項に規定する病児保育事業をいう。以下同じ。）の実施に要する費用として、市町村（特別区を含む。）に対し、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十八条第三項の規定に基づく交付金を交付しているところである。また、利用者の視点に立った利便性の向上を図るため、平成二十八年四月に「病児保育事業実施要綱」（平成二十七年七月十七日付け雇児発〇七一七第十二号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙）を改正し、平成二十八年度から、病児保育事業の新たな類型として、保育中に体調不良となった児童を、保育士又は看護師等が病児保育施設まで送迎するための費用を補助する「送迎対応」の事業を創設したところであり、当該事業の実施方法については、「送迎はタクシーによる送迎を原則とする。ただし、やむを得ない事由によりタクシーによる送迎対応が困難な場合には、その他自動車の借上げ等による実施も可能とする」としている。

三について

お尋ねの「リーダーシップ」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和元年度から、病児保育事業の利用者が行う予約手続等の負担軽減のために、病児保育事業を行う事業者が当該手続等に係る業務を行うためのシステムを構築し、又は導入するための費用の一部を地方公共団体に補助する事業を実施しているところである。